

(様式2)

「京丹後市男女共同参画条例」の概要

1 趣旨について

男女共同参画社会の実現に向けた取組みは、世界中の国々において様々な努力が重ねられてきた。我が国においても、日本国憲法で個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、昭和60年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が批准されたことを契機とし、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定された。この基本法では、男女共同参画社会の実現を「21世紀の我が国の最重要課題」と位置付けているところであり、京都府においても平成16年に「京都府男女共同参画推進条例」が制定されている。

加えて、本市の「京丹後市男女共同参画計画」では、平成22年度までに「男女共同参画条例」の制定を行うことを重点目標としており、上位の法律や計画に基づき「京丹後市男女共同参画条例」の制定を行うものである。男女共同参画社会の実現を本市の重要課題と位置づけ、推進体制を強化し総合的かつ効果的な取組みを構築すること、市、市民、事業者等のそれぞれの責務を明らかにすることによって、相互の連携を図り、一体となった全市的な取組みを推進することを目的とする。

2 内容について

前文

男女共同参画条例制定の背景と地域の特色について記述

第1章 総則（第1条～第10条）

条例の目的、定義、基本理念、市・市民・事業者・教育に携わる者・市民団体の責務、性別による人権侵害の禁止、情報及び表現に関する留意について記述

第2章 基本的施策（第11条～第24条）

男女共同参画計画、施策の推進体制の整備等、財政上の措置、施策の実施状況等の公表、積極的改善措置、教育における男女共同参画の推進、男女共同参画の理解を深めるための措置、市民等の活動に対する支援、市民等の報告及び表彰、雇用の分野における男女共同参画の推進、個人で営む事業における男女共同参画の推進、ワーク・ライフ・バランスの推進、生涯を通じた健康支援、苦情の申出等について記述

第3章 京丹後市男女共同参画審議会（第25条）

京丹後市男女共同参画審議会について記述

第4章 雑則（第26条）

雑則について記述

附則

施行期日、男女共同参画計画に関する経過措置、京丹後市男女共同参画審議会条例の廃止について記述

3 施行期日について

平成 年 月 日から施行する予定です。

※パブリックコメント手続きを行う制度等について、項目別にわかりやすく簡潔に記入してください。